

2026年度 区分所有管理士登録更新

学習報告及び効果測定(確認テスト)

1. 学習報告について

私は、2026年度区分所有管理士登録更新にかかる自宅学習を、下記のとおり実施しました。

<学習時間>

年 月 日 (2時間程度)
 (開始 時 分 ~ 終了 時 分)

計 時間 分

<氏名・生年月日/登録番号・連絡先>

氏 名	生年月日 / 登録番号	平日昼間の連絡先
	/	

2. 効果測定(確認テスト)について

次の1～5の問題を読み、解答欄に正誤を記入してください。(正しければ○、誤りならば×)

	問 題	解 答
1	標準管理規約(単棟型)によれば、理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。	○
2	マンション管理適正化法第5条の14の認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	×
3	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第71条に基づく標識の掲示については、令和6年6月30日より、標識の記載事項から「この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名」が削除された。	○
4	長期修繕計画は、不確定な事項を含んでいるため、毎年調査・診断を行い、その結果に基づいて見直すことが必要である。	×
5	修繕積立金は、管理組合が行う共用部分の修繕工事の費用に充当するための積立金であるが、専有部分について各区分所有者が行う一定のリフォームの費用も原則として含まれる。	×

※正解は、2026年7月以降当協会ホームページ(<https://www.kanrikyo.or.jp/index.html>)で掲載予定**提出期限：2026年6月4日(木)**

提出はFAX又はメールでお願いいたします。

<お問い合わせ先>

一般社団法人マンション管理業協会 区分所有管理士委員会事務局

電話 03-3500-2720 FAX 03-3500-1261 メール kanrishi@kanrikyo.or.jp